≪教務規定≫

【卒業の認定に関わる規定】

下記の各号の要件を満たしたときは、卒業を認定し卒業証書を授与する。

1　本校教育課程により、必履修教科・科目の単位を含めて 74 単位以上を履修し修得していること

2　特別活動に 30 単位時間以上参加していること

3　他の高等学校の在学期間を通算して、高等学校の在学期間が 3 年以上であること

4　生徒納付金を完納していること

【転入学に関わる規定】

1　他の高等学校から転入学しようとする者は、当該高等学校長の発行する転入学に関する照会状、在学証明書、成績および単位履修証明書に、入学願書、入学検定料を添えて指定期日までに校長に提出しなければならない。

2　転入学を許可された者は、入学の手続きをとらなければならない。

【編入学に関わる規定】

1　編入学しようとする者は、前在籍高等学校長の発行する成績および単位履修証明書に、入学願書、入学検定料を添えて指定期日までに校長に提出しなければならない。

2　編入学を許可された者は、入学の手続きをとらなければならない

【留学に関わる規定】

1　生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署のうえ(成年者の場合は本人が)校長に願い出て許可を受けなければならない。

2　前項により留学を願い出たときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。この場合における留学の期間は、原則として 1 年程度とする。

3　留学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署のうえ(成年者の場合は本人が)校長に願い出て許可を受けなければならない。

【教科・科目単位の見なし修得規定】

1　学校教育法施行規則第 63 条の 4 第 2 号に基づき、大学入学資格検定(昭和 26 年文部省令第 13 号)において合格点を得た場合には、それに相当する教科・科目の単位を修得したものと見なし、当該履修時間を免除して当該教科・科目の単位修得を認定することができる。

2　生徒が過去に在学した高等学校において一部の科目の単位を修得しているときは、校長の定めるところにより、その教科・科目の単位を修得したものと見なすことがある。

【メディア減免に関する規定】

・減免措置の原則について（文部科学省　指導要領総則より）

「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン R5 一部改訂」より

＝＝

「生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合とは、例えば、「病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合」、「いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合」、「仕事に従事していたり、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整がつかない場合」や、「実施校自らが生徒の実態等を踏まえ、複数のメディア教材を作成する等により教育効果が確保される場合」等が想定されること。」

＝＝

1　メディア教材を用いた学習を許可する基準については、学校長の判断で減免措置について決定をする。具体的な例として、上記に記載された文部科学省のガイドラインに則って運用をする。

2　上記以外のケースについても、学校長の判断で減免措置について決定をする。

3　10 分の 6 から 10 分の 8 の減免措置する時間数についての判断は、生徒の実情を踏まえ個々に行う。

4　メディア減免を実施する生徒は、報告課題の作成を行い提出し、学習の成果が十分であると認められた場合に、面接指導の一部免除を認める。

第６条

（４）多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免

運用方法についての注意

① ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
② 多様なメディアを利用して行う学習は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること。なお、多様なメディアの利用形態は、オンデマンド型のみならず、例えば少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられること。
③ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数という。」）の一部免除を行うことができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であること。
④ ①から③までの場合において、面接指導等時間数のうち、10 分の６以内の時間数を免除することができること。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、メディアごとにそれぞれ 10 分の６以内の時間数を免除することができること。ただし、免除する時間数は合わせて 10 分の８を超えることができないこと。生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合とは、例えば、「病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合」、「いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合」、「仕事に従事していたり、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整がつかない場合」や、「実施校自らが生徒の実態等を踏まえ、複数のメディア教材を作成する等により教育効果が確保される場合」等が想定され、10 分の６を超えて 10 分の８まで減免することは極めて例外的な取扱いであること

上記のガイドライン対する帝京第三高校での対応は、以下の通りであり適切に対応をしていく。

第６条２⑤

メディアの活用による面接指導等時間数の免除には、視聴報告書の提出をさせる。
視聴報告書については、別紙を提出させ評価を得られるまで確認を行う。
メディア教材は、東京書籍・大修館【教科書授業・インターネット講座】、ＮＨＫ高校講座を利用し、スタディーログ（動画再生管理ツール）を使って、学習状況の確認を行う。
メディア教材を用いた減免については、生徒個人の状況により学校長が判断を行い、適切に対応を置こうものとする。